

## いんざい応援クーポン お食事（限定）食うポン取扱店募集要領

### 1 発行の目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域経済や市民生活を支援するため、市内店舗のみで使用できるクーポンを全市民の皆さまに発行します。

### 2 事業主体

印西市

### 3 クーポンの発行について

#### (1) 名称

お食事（限定）食うポン（以下「クーポン」という）

#### (2) 発行者

印西市

#### (3) 発行総額

3億1,800万円（予定）

#### (4) 発行枚数

636,000枚（予定） 額面1枚500円

#### (5) クーポンの使用期間

令和2年9月1日（火）から令和3年2月28日（日）

※使用期間前でのクーポン使用は不可。

### 4 クーポンの利用対象外

①国や地方公共団体への支払。

②電気、ガス、水道等の公共料金の支払。

③商品券・ビール券・図書券・切手・官製はがき・印紙・プリペイドカードなど換金性の高いものの購入。

④風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務。

⑤株式、保険、宝くじ等金融商品の購入。

⑥仕入れ等の事業資金

⑦発行者がクーポンの使用に相応しくないと判断したもの。

### 5 取扱店の参加資格

食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を受け、印西市内で営業している飲食店。（食堂、レストラン、すし店、喫茶店、料理店、旅館、居酒屋、バー等）

※但し、スーパーマーケット・コンビニエンスストア等の小売業、学校給食、社員食堂等及びカラオケボックス・ネットカフェ・ライブハウス等スペース利用や演奏がサービスの対価となる業態は「お食事（限定）食うポン」の取扱店にはなれません。

**お申込み時に「飲食店営業許可証」又は「喫茶店営業許可証」の写しをご提出ください。**

なお、下記に該当する事業者を除きます。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、飲食の提供を主目的にしない店舗等の営業を行っている事業者
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ③ 上記「4 クーポンの利用対象外」に記載の取引、商品のみを扱う事業者
- ④ 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

## 6 取扱店の責務等

取扱店は、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- ① 利用者が利用期間中に「**お食事(限定)食うポン**」及び「**全店共通クーポン**」を持参した場合は、クーポン額面分の商品の販売やサービスの提供を行うこととし、その際に、以下の処理を行うこと。
  - (1) 未使用券である事の確認
  - (2) 見本券と照合し、相違がない事の確認
  - (3) クーポンの受領に際しての釣銭は支払わない
- ② 再流通防止のため、利用者から受け取ったクーポンは、裏面の指定欄に取扱店が判別できる印を押印すること。
- ③ 裏面に既に押印があるクーポンは、受け取りを拒否すること。
- ④ 偽造等の不正使用の疑いがある時は、受け取りを拒否するとともに速やかに印西市商工会に報告すること。取引終了後、偽造券である事を発見した場合は、直ちに印西市商工会に通報し、当該偽造券を引き渡すこと。なお、偽造券は精算することができません。
- ⑤ クーポンの交換・譲渡・売買・再利用は禁止。
- ⑥ 取扱店がクーポンを受領した時の直接換金は禁止。
- ⑦ 受け取ったクーポンの盗難・紛失は取扱店の責任となります。
- ⑧ 換金にあたってのクーポン枚数の確定は、印西市商工会が点検した枚数を優先します。
- ⑨ 千葉県暴力団排除条例及び印西市暴力団排除条例を遵守すること。

## 7 厳守事項

- ① 不足分は現金などで受け取ってください。
- ② 使用期間を過ぎたクーポンは使用できません。

## 8 申請手続きについて

取扱店募集要領に同意され、「取扱店登録申込書」に必要事項をご記入の上、営業許可証の写しを添付して、印西市商工会へ提出してください。

## 取扱店募集期間

一次 令和2年7月31日（金）まで

二次 令和2年8月3日（月）～随時

※一次の募集期間内に申請した取扱店は一覧表を作成し、クーポンに同封して市内全世帯に配布します。それ以降に申請した取扱店は商工会のホームページに一次募集の取扱店ともに掲載します。

## 9 換金について

### (1) 換金方法

「換金請求書」に必要事項をご記入の上、クーポンの裏面に取扱店が判別できる印を押印して、クーポンを印西市商工会に持参してください。

### (2) 換金の期間

令和2年9月7日（月）から令和3年3月8日（月）までとし、換金期間を過ぎたクーポンは無効になります。

### (3) 換金手続き場所

本事業に係る換金は、印西市商工会にて行います。換金受付は毎週月曜日・水曜日・金曜日（令和2年12月30日（水）から令和3年1月1日（金）を除く）の9時から15時とし、受付後1週間以内に「取扱店登録申込書」に記載された指定口座に振り込みます。振込手数料及び換金手数料は徴収しません。

## 10 その他留意事項

「募集要領」に記載されていない事項は、印西市商工会までお問い合わせください。

住所：〒270-1327

印西市大森3934-4

電話：0476-42-2750

受付時間 8:30～17:00

土日曜日・祝日を除く

## いんざい応援クーポン取扱店募集案内

印西市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている地域経済や市民生活を支援するため、印西市商工会と連携して、印西市内の事業所で利用できる「いんざい応援クーポン」を発行します。

このクーポンをお取扱いいただくには、取扱店として商工会への登録が必要となります。登録料は無料です。取扱を希望の方は、別紙申込書に必要事項をご記入のうえ、**7月31日(金)**までに商工会へご持参ください。

### 【クーポンの概要】

配付対象者	令和2年7月31日に住民基本台帳に登録されている市民（約106,000人）	
クーポン額	クーポン1人1冊5,000円（お食事（限定）食うポン3,000円、全店共通クーポン2,000円）※500円×10枚綴り	
クーポン取扱店の申込要件	お食事（限定）食うポン ※「全店共通クーポン」も利用可	全店共通クーポン
	食品衛生法に基づく「飲食店営業許可」又は「喫茶店営業許可」を受け、印西市内で営業している飲食店。（食堂、レストラン、すし店、喫茶店、料理店、旅館、居酒屋、バー等） ※但し、スーパーマーケット・コンビニエンスストア等の小売業、学校給食、社員食堂等及びカラオケボックス・ネットカフェ・ライブハウス等スペース利用や演奏がサービスの対価となる業態は「お食事（限定）食うポン」の取扱店にはなれません。 <b>お申込み時に「飲食店営業許可証」又は「喫茶店営業許可証」の写しをご提出ください。</b>	別紙「いんざい応援クーポン 全店共通クーポン取扱店募集要領」の「5 取扱店の参加資格」を満たしている印西市内で営業している事業者。
使用期間	令和2年9月1日から令和3年2月28日まで	
その他	①このクーポンの使用できない主な取引き及び商品は、同封いたしました「いんざい応援クーポン取扱店募集要領」をご覧ください。 ②市内に複数の店舗（事業所）がある場合は、それぞれの店舗（事業所）ごとにご登録ください。 ③8月3日以降につきましても取扱店のお申し込みは可能ですが、全市民にクーポン郵送配布の際同封する取扱店一覧には記載されませんので、ご注意ください。	

（クーポン取扱店の登録先）

印西市商工会

住所：〒270-1327

印西市大森3934-4

電話：0476-42-2750

受付時間 8:30～17:00

土日曜日・祝日を除く